

第 3 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 9 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第3回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月9日(金) 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 (11名)

1番	田口元	2番	小笠原正光
3番	中村和廣	5番	石鳥谷義行
6番	高谷秀和	7番	阿部聖
8番	福島美紀子	9番	成田彩子
10番	阿部弘子	11番	児玉廣進
13番	兎澤悦雄		

4 欠席委員 (2名)

4番	安保春喜	12番	柳沢誠
----	------	-----	-----

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第12号 非農地証明申請について

議案第13号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について

議案第14号 鹿角市農業振興地域整備計画(案)について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長 山崎孝人 主幹 阿部友美範

主任 柳澤将太

7 議事録署名委員 9番 成田彩子 委員

10番 阿部弘子 委員

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 それでは、ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、4番安保委員、12番柳沢委
------	---

<p>会 長 事務局長</p>	<p>員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。</p> <p>ただいまより鹿角市農業委員会第3回総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いいたします。</p> <p>【挨拶】</p> <p>会長、大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 事務局長 議 長</p>	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に朗読】</p> <p>会務報告ですので、ご了承願いたいと思います。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。</p> <p>9番の成田委員、10番の阿部弘子委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 事務局 議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>それでは、最初に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の2ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、5件、田んぼが49筆、7万7,657㎡、畑が1筆、36㎡です。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>第18条第6項</p> <p>【受付番号22番から26番を議案書を基に朗読】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ご質問があればご発言をいただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように承認します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>5ページをお開きください。</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、所有権移転の無償が3件、田んぼが4筆、5, 665㎡、畑が2筆、2, 540㎡です。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>第3条</p> <p>【受付番号13番から15番を議案書を基に朗読】</p> <p>続きまして、こちらの現地確認の一覧表をご覧ください。</p> <p>受付番号13番から15番につきまして、1班に確認いただきまして、申請がまず妥当だと、支障がないと判断していただいております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたけれども、ここで現地確認に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。</p> <p>まず、5番の石鳥谷委員はどうですか。</p>
石鳥谷委員	<p>5番委員石鳥谷です。</p> <p>13番の案件に関しては、もう作付もされている水田と、あとは集落内にある畑地の交換ということで、特に支障のないものでした。</p> <p>それから、15番の案件に関しては、田植えも終わって、作付されて使われているということで、それも問題ないと思いました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>もうひと方、福島委員はどうですか。</p>
福島委員	<p>特に異常ありませんでした。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p>
委員一同	<p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>そのように決定します。</p>
事務局	<p>次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の7ページをお開きください。</p> <p>議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、永年が2件、田んぼが1筆、299㎡、畑が2筆、1, 852</p>

m²です。

8ページをご覧ください。

第4条

【受付番号2番から3番を議案書を基に朗読】

続きまして、こちらの位置図の1ページをご覧ください。

受付番号2番ですけれども、こちらは集落の南西側に位置している申請者の住居に隣接している畑を農業倉庫として使いたいと申請が上がってきている案件となります。

続けて、2ページ開いていただきますと、詳細な配置図等が記載されております。

実際、この申請者なんですけれども、農業用器具を置く場所が自宅の近辺にはなく、自分の会社の敷地に置いているようです。それでは会社のほうでも業務用の車を動かすのに邪魔だということで、自宅の近くに倉庫建てたく、今回申請上がってきております。申請面積1,852m²に道路部分の面積97m²をたして、1,949m²になります。利用上、特段、農地法上逸脱した利用ではないと事務局では考えております。また、許可相当でもあると考えております。

続きまして、3ページご覧ください。

集落の南側に位置している農地となります。

4ページを見ていただきますと、土地の利用計画図がこのように記載されております。

利用計画的には、通常の住宅敷地として利用したいとしております。現在、この利用申請地のところなんですけれども、古くなった小屋が建っておりますが、そちらを解体して駐車スペースと通路として確保したいということで申請が上がってきておりました。

この方はもともとこの集落の方で、定年後、地元に戻って、この申請地の隣接地が実家にあり、脇にある農地に家を建てたいという申請をされております。

続きまして、こちらの現地報告の一覧表をご覧ください。

こちらですけれども、2班にそれぞれ確認いただきまして、申請は妥当だということで判断していただいております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思っております。

石鳥谷委員

まず、石鳥谷委員はどうですか。

5番石鳥谷です。

隣接した畑とちょっと段差があって、特に隣の畑には影響を及ぼさないということで妥当と考えておりました。

議 長

以上です。

福 島 委 員

福島委員はどうですか。

石鳥谷さんの言うとおりで、ちょうど敷地と並びの畑地でしたが、隣に影響しない

議 長	<p>と思います。</p> <p>分かりました。</p> <p>それから、もうひとつ、阿部弘子委員はどうですか。</p>
阿 部 委 員	<p>当日は、もう既に赤い目印の旗が結ばされていて、杭が四方に入っていました。説明のとおり、まだ古い建物はそのままでしたが、このとおりになるんだろなという想像ができる感じで、別にほかに影響はございません。</p>
議 長	<p>ほかの委員より何かご質問があればご発言をいただきたいと思います。</p> <p>生活排水はどうなるの。</p>
事 務 局	<p>生活排水は合併浄化槽で、鹿角市の所管である法定外水路のほうに流すということで、担当である財政課からも許可はもらっているという返事をもらっています。</p> <p>水道に関しては簡易水道を使うということになっております。</p> <p>ちなみに、土地改良区はもう除外の申請が上がっているそうです。</p>
議 長	<p>何かございませんか。よろしいですか。</p>
委 員 一 同	<p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>そのように決定します。</p>
議 長	<p>それでは、次に、議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請について。</p> <p>承認申請が別紙のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、永年が1件、田んぼが1筆、615㎡です。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>【受付番号1番を議案書を基に朗読】</p> <p>今回この変更申請が出てきた理由ですけれども、昨年度11月総会にかかった際は、申請者が一人だけで申請しておりました。実際この受け人が渡し人と売買契約の際には、申請人と妻の2人で売買契約を結んでいたそうです。以前は申請人名義だけで申請が出ていましたので、農業委員会的にもその名義で許可証を出しました。それだと土地の売買契約書の名前と農地転用の許可の名前が違うために法務局では受け入れが難しいという事で、その名義を調整するために今回変更申請が上がってきております。</p> <p>もう一つの理由としましては、11月に許可した関係で、雪をつかんでしまったということで工事が終わらなかった。本来であれば4月中に終わるという計画でしたが、今回7月29日まで工事を延ばしたいということで変更申請が上がってきておりました。</p> <p>次に、こちらの位置図のほうをご覧ください。</p> <p>昨年11月に確認をしていただいたと思いますけれども、集落の自治会館の左側に位置している農地となります。</p>

	<p>次に、現地報告の一覧表ご覧いただければと思います。</p> <p>こちらですけれども、1班に確認いただきまして、まず作業しているなということで確認してきていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>阿部(弘)委員</p>	<p>説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。10番の阿部弘子委員どうですか。</p> <p>説明のとおり工事中でして、コンクリートの土台というんですか、型枠は出来上がって、恐らく下水道の浄化槽の柵の工事までは終わっていたと思います。あと、私の感覚でいうと、あと柱立てて、ぱたぱたと張りつければ出来上がるのだろうなという形で、工期的にも大丈夫じゃないかなと思って帰ってきました。</p>
<p>議 長</p> <p>阿部(弘)委員</p>	<p>ご苦労さまです。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。</p> <p>それで、すみません、補足ですけれども、地図で見るとすごく離れているように見えるのですけれども、何ていうんですか……</p> <p>ここの椅子から座って本当に廊下を出たぐらいしか実際は離れていなくて、そんなに雪かきしなくても冬に通れるねという、そういう感覚で見てきました。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>なるほどですね。</p> <p>ちなみに、隣接は奥さんの実家です。この部分が実家で、ここにやっぱり住みたいということで申請上がってきたみたいです。</p>
<p>議 長</p> <p>小笠原委員</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>ほかの委員より何かご質問はございませんか。小笠原委員。</p> <p>2番小笠原です。</p> <p>前回ですけれども、1筆でなくて2筆で出てきたかと思うのですが？</p>
<p>事務局</p>	<p>1筆です。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>雪投げるスペースで段差どうのこうのってあったのでは？</p>
<p>事務局</p>	<p>それは道の分を除雪するためと。今回、雪も降る地域なので、雪を置くスペースを取るためです。特段2筆というわけではなく、1筆で申請は上がってきました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかには、よろしいですか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>そのように決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第12号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第12号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、1件、畑が1筆、1、122㎡です。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>非農地証明</p>

【受付番号3番を議案書を基に朗読】

位置図のほうをご覧ください。

位置図の7ページです。

こちらの農地ですけれども、福祉施設の北側に位置しておりまして、少しこちら見えないんですけれども、ここ土建会社の土場なんですけれども、その脇から左に入る道がありまして、車1台分通るぐらいの道路を入ると右手に接地している農地となります。

この申請地の隣地に空き家があり、その隣にある農地です。申請地もそうなんですけれども、この後ろのほうにも細い木が土地一面に生えていまして、確かに農地とは言いがたいということで見えてきました。また、その隣の方に桃畑があるんですけれども、大きく山林化しているところを挟んで隣接ですので、ここが非農地になったからといって特段その桃畑のほうに何か影響が出るということは考えられないかなということで、私も確認させていただいておりました。

説明は以上です。

一覧表を説明させていただきます。

こちら受付番号3番ですけれども、1班に確認いただきまして、申請は妥当だと判断いただいております。

以上です。

議長 ただいま説明が終わりましたけれども、ここで現地確認を行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思っております。5番の石鳥谷委員はどうですか。

石鳥谷委員 5番石鳥谷です。

事務局の説明のとおり、ここは畑地に入ったすぐのところ、その右側のほうはずっと原野が続くようなところで、果樹園はその左側に道路挟んであるような状況のところ、ですから、農地に影響を与えるというところではないなと見ていましたので、問題ないと考えます。

以上です。

議長 分かりました。

福島委員 それでは、もうひとつ、8番の福島委員はどうですか。

8番福島です。

石鳥谷さんのおっしゃるとおりで、辺りに影響はないと思っておりますので、妥当だと思っておりました。

議長 ご苦労さまでした。

委員一同 それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。

(「なし」の声)

議長 それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。

委員一同 (「異議なし」の声)

議長 そのように決定します。

議長 次に、議案第13号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案の13ページをご覧ください。

議案第13号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、諮問があったので、この処理について意見を求めます。

農地別内訳ですけれども、6年未満が11件、田んぼが17筆、4万2,249㎡、畑が6筆、1万7,938㎡、6年から9年が14件、田んぼが27筆、2万6,226㎡、畑が16筆、2万9,807㎡、10年以上が8件、田んぼが13筆、1万8,015㎡、畑が3筆、4,656㎡です。

14ページをご覧ください。

受付番号113番からなんですけれども、17ページの受付番号124まで借り人が同じ農事組合法人となっておりますので、借り人の読むのを割愛させていただきます。

それでは、読ませていただきます。

利用権設定

【受付番号113番から124番を議案書を基に朗読】

以上です。

議長

こちらは委員案件ですので、こちらを先にご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。

委員一同

(「なし」の声)

議長

それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。

委員一同

(「異議なし」の声)

議長

そのように決定します。

事務局、続けて説明願います。

事務局

受付番号125番ですけれども、こちらも委員案件となります。

利用権設定

【受付番号125番を議案書を基に朗読】

以上です。

議長

こちらも委員案件でございます。こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。

委員一同

(「なし」の声)

議長

それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。

委員一同

(「異議なし」の声)

議長

そのように決定します。

それでは、続けて、事務局、説明を願います。

事務局

利用権設定

【受付番号126番から131番を議案書を基に朗読】

132から再設定です。

少し時間を取りますので、再設定のほうをご覧くださいと思います。

ちなみに説明1か所ありまして、21ページの受付番号136番ですけれども、貸し人が2人名義、借り人が1人という案件ですけれども、本件は先日の5月総会でも一度議案には上げさせていただきました。公告を毎月20日前後にかけるのですけれども、その際にこの方は認定新規就農者が2月で切れてあったんです。利用権を使える要件としましては、一定の経営面積を超えていることと、認定農業者か認定新規就農者のどちらの条件を持って利用権を使えるという運用しており、この方は2月で認定新規先ほど切れたと言いましたけれども、その際に経営面積が一定面積なかったんです。ですので、先月は間違っ総会にかけてしまいまして、今回新しく受付番号127と128を借りたことによって面積の基準を超えているという条件をクリアしており、今回、136番の再設定を議案として上げさせていただきました。皆さんにご審議いただいて、何も問題なければ20日前後に公告をかけまして、正式に権利を設定させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、126番から、再設定も含めまして145番まで、どうかご審議のほうお願い申し上げます。何かご意見ございましたら。田口委員。

田口委員 1番田口ですけれども、この128番の受け手さんは、真面目に農家やる気があるのか、内容分からないけれども、何か廃業するような話も聞いていたんだけれども。

事務局 はい。それで、一応県のほうと市のほうが説明しまして、ちゃんとやっってくださいと説明したら、心を入れ替えてちゃんとやるということでは話は伺っております。

今回、もともと花をやっていたんですけれども、やっぱり花って季節性で難しいということで、品目を野菜に替えたいということで話を聞いていたようです。今借りているところでもアスパラを、あとこの方はこれまで利用権を出さないで使っていたみたいで、それをちゃんと契約してくださいよということで、今回新規として2か所設定をするということです。農業もちゃんとやると話は聞いていますので、一応辞めるということはないそうです。

田口委員 確認しなきゃいけないな。

事務局 そうですね。

事務局 ちゃんと確認していただきたいと思います。

中村委員 今、田口委員が言ったけれども、桃を畑地でやるかどうかという気もあると、こういう話だけれども、特にユリの場合は一回作付した場合は何年か使わないほうが良いということが現状なようなんだよな。果たして何をやるかだけれども。

議長 なるほど。連作障害が出るんだな。

中村委員 実際やっている人も、やっても2年はいいいもの取れるけれども、3年目になると品質の悪いものしか取れないというのが現状だからな、実際それを覚えていて、果たして野菜であれば問題はないと思うけれども、ユリだとすれば若干障害がある可能性も

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>あるということだと思えます。</p> <p>もう一か所、この貸し手Aのところも借りるというのは初めてだし、今の貸し手Bの畑も借りるというのがあるのは初めて聞きました。今までは確かにユリをやって、この人がやっていたということで、今のBさんと親戚関係のつながりがあるのかなとは思っています。</p> <p>以上。</p> <p>ほかには何かお聞きになりたいことございませんか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>次に、議案第14号 鹿角市農業振興地域整備計画(案)について、事務局の説明を求めます。</p> <p>25ページをお開きください。</p> <p>議案第14号 鹿角市農業振興地域整備計画(案)について。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、用途変更が1件、1筆で、田んぼ1筆で2,443㎡です。こちらですけれども、資料は、この参考資料と書いてある資料をご覧ください。</p> <p>【受付番号1番を議案書を基に朗読】</p> <p>位置図ですけれども、次のページを開いていただきますと位置を確認いただけると思っています。</p> <p>この赤枠で囲っているところが所有者の自宅になっておりまして、その右隣に今まで農業用施設を置いていたそうですけれども、国道の拡幅の整備で利用するところが少なくなり、この赤いところに農業用施設を建てたいということで用途変更の申請が出てきております。</p> <p>また、次のページ開いていただきますと、農用地の網がかかっているのが黄色の部分になって、この申請地の周辺が農用地ということで網がかかっています。</p> <p>この次、ナンバー1-3ですけれども、こちら見ていただきますと、10年前の写真でも、田んぼのように使っています。次、1-4、現在はこちらBということで、Bのほうから写真を撮ったものがこの申請地になります。現在は田んぼとして使っているというよりは、農業用のハウス、育苗ハウスを並べて使っているそうです。このAというところですが、木の杭が打ってありまして、ここにこの木の杭があるんですよ、写真の中に。ここの部分に農業用施設を建てたいということで申請が上がってきております。</p> <p>続きまして、こちらを、次のページ開いていただきますと、利用計画図です。</p> <p>実際の建物ですけれども、230㎡の農業用倉庫を建てたいということを考えているようで、農地法的には199㎡を超えるものであれば農地転用の手続が必要になる</p>

ことから、今回申請が上がってきております。2, 400㎡のうち、少し広いかなとは思えるんですけども、育苗ハウス、苗を作るために資材とかいろいろ置く必要もあると思います。ただ農業用施設を建てるだけじゃなくて、そういういろいろな物を置くとか、通路もありますので、そういうのも加味して2, 400㎡を転用、今回は、用途変更ですけども、用途変更をして農業用施設用地に変え、その後に農地転用を申請するという事で考えているそうです。

現在もハウスとして使っていますし、向かいには家もありまして、ここが農業用施設になったとしても、あまり特段影響はないのかなと考えております。

こちら土地改良区内にあるんですけども、土地改良区の除外についても土地改良区のほうに現在申請が上がってきているそうで、まだ会議にはかけていないそうなんですけれども、事務局内では特段異論はないというのを土地改良区の事務局長に話は伺っておりました。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたけれども、何かご質問があればご発言願いたいと思います。

田口委員 育苗ハウスだけでは用途変更かけなくてもいいの。

事務局 使い方ですね。ただの育苗ハウスであれば要らないですけども、中に資材とか肥料とか置くとすれば用途転用が必要になるので、そこはちょっと考え方が難しいなど。一応法律上は必要だということですね。まず農業委員会的には、199㎡を超える場合、農地に資材をどんと置くことは違反転用になるということになりますので、皆さんも覚えていただければ。

議長 200㎡以上はな。

事務局 超えると違反転用になりますのでご注意くださいなど。

議長 阿部委員。

阿部(聖)委員 7番阿部です。

事務局 確認ですけども、この建物を建てるということですね。

事務局 はい、そうです。

阿部(聖)委員 乾燥施設とかそういうのではなくて。

事務局 そうですね。そこまで詳しいのは、申請にはなかったですね。施設としか書いていないです。この人どういう経営しているのか分からないですけど。

阿部(聖)委員 いや、水稲一本です。

事務局 水稲一本なんですか。

阿部(聖)委員 ただ、逆に言うと、民家に隣接している位置に倉庫が建つとなると、倉庫だったらいいんですけども、乾燥施設だったりすると、こちらの今住んでいる方が気になるかなと。

阿部(聖)委員 乾燥施設は多分移さないと思うんですけども、一応確認だけは。

事務局 そうですね、はい、分かりました。

議長 ほかには何か。

事務局 ハウスは育苗だけやっているの。

事務局 はい、育苗ハウスということで申請が。

議長 終わった後は何かやっているのですか。

阿部(聖)委員 議 長	やっていないと思います。本当に田んぼだけ。 米一本だけ。
阿部(聖)委員 事 務 局	田んぼだけ。 一応20ヘクタールやっているということで、一応申請にはそう書いてあって、細かくは見ていないですけども、本人はそうやっていると。
阿部(聖)委員 議 長	完全な家族経営で。 よろしいですか。
委 員 一 同	(「はい」の声)
議 長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。